

調査員調査について

令和 8 年 7 月
政策統括官（統計制度担当）

調査員調査の見直しの方向性（論点1）

論点1 調査員調査をどのように見直すべきか

（前回の議論・御意見）・・・事務局から調査員確保が困難な調査などの現状と課題を説明

- 調査員確保などの課題があるため、調査員を抑制していくための見直しが必要
- 調査員調査に関しては業務の効率化やデジタル技術の活用は必要だが、調査員がどうしても必要な業務として全数調査では居住確認や督促などがある。過渡期においては、世帯の場合、レジスター（名簿）がなく調査員調査で次回に向けた基盤を作ることも一案
- 調査員が確保できない場合、地方公共団体の職員が調査員となるケースがあり、地方公共団体の負担軽減なども検討の視点として必要。また、オンライン化といっても限界があるので、オンライン化とうまく共存した方法を検討する必要
- 廃業事業所や居住実態確認で調査員調査は必要。一方で、報告負担の重い事項を見直す、行政データを活用して調査項目の補完・代替を進めるなどしつつ、全数調査や高い回収率が必要な調査、調査内容に専門性がある調査など調査員が必要な調査や業務を限定していく必要

基本的な方向性について

行政データや民間データの活用を推進する制度の見直しと、調査業務のデジタル化により、統計調査そのものを見直すとともに、調査員調査を抑制していくこととしてはどうか

法律に関する見直しについて

現在研究会で議論されている、調査員調査の抑制に資する見直しは以下のとおり。その他の措置はどのようなものが考えられるか

- 1 統計作成面のAIなどデジタル技術活用の促進
- 2 行政、民間からのデータ提供の根拠規定の見直し(国のデータは「行政記録情報の提供」、地方・民間データは「必要な資料の提供・・・その他の協力」と規定)
- 3 提供された地方や民間データの適正管理規定の新設(国のデータは規定あり)
- 4 事業所母集団データベースの精度向上(⇒調査員による事業所などの実地把握等の軽減)

運用に関する見直しについて

今後の個別の調査の見直しに当たって、公的統計基本計画策定などにおいて共通的な考え方や見直しの進め方を示してはどうか

- それぞれの調査業務における調査員業務の見直しの判断要素
(例: 前回の議論から、調査員が必要と想定されるもの)
 - ①全数調査などにおける個人・事業所の捕捉(調査名簿に掲載がない客体の把握)
 - ②調査内容が専門的な調査における、調査客体への説明・回答支援
 - ③高い回収率が必要な調査における回答督促
- 上記の判断に関する留意点
(例)それぞれの調査の特徴(対象、事項、期間等)や統計に求められる正確性・コストにより、上記要素に(機械的に)該当する場合でも、調査員が必要かどうかは個々の判断が異なると想定
- 調査見直しの進め方
(例)公的統計基本計画等における全体の見直しやオンライン調査推進・目標などの方針策定、各統計調査で現状実施している「自己点検(PDCAサイクル)」や「承認審査」の活用など

(参考) 第2回研究会資料の抜粋

1 行政データの積極的な活用

- 責務
統計の作成における行政データの積極的な活用を行政機関等の責務とする
- 行政データの提供・利用の推進
行政機関等が統計の作成等を行う場合又は統計調査等の名簿の作成を行う場合には、自らの保有する行政データを利用でき、他の行政機関等には、その保有する行政データの提供依頼ができるようにする
特に、行政機関は、基幹統計を作成する場合には、行政上の又は個人・企業の活動における特別の支障のない限り、自らの保有する行政データを利用しなければならないこととする
行政機関等は、行政データを求める場合には、統計の作成等に必要な範囲内にとどめ、個人又は法人その他の団体の特定を目的としてはならないこととする
- 提供されたデータの情報管理
行政機関等は、取得した行政データや統計調査等の名簿の作成のために取得した情報を適正に管理し、目的外の利用を行わず、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を守らなければならないこととする
- 承認審査を用いた利活用の推進
基幹統計調査及び一般統計調査の承認基準に、行政データとの重複が合理的と認められる範囲を超えていないことを追加する

2 民間データの活用の推進

- 民間データの提供・利用の推進
行政機関が基幹統計を作成する場合には、民間企業に対し、その保有する民間データの提供依頼ができるようにする
行政機関が統計委員会の認めた統計の作成を行う場合には、民間企業に対し、その保有する民間データの提供依頼ができるようにする
- 提供されたデータの情報管理
行政機関は、取得した民間データを適正に管理し、目的外の利用を行わず、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を守らなければならないこととする

調査員調査の見直しの方向性（論点2）

論点2 調査員の業務負担を軽減するため、マンション管理組合等の協力を促す取組として考えられるものは何か

<現状・課題（調査実施者からの聴取）>

マンション管理組合等に対して、オートロック開錠等の立入の協力や不在世帯等の情報（名簿）提供等の協力を求める際に、特に情報提供については協力いただけない場合がある

法律に関する取組について

現在研究会で議論されている本件関係の見直しは以下のとおり、その他の措置が考えられるか

○提供される民間データの情報提供・管理規定等（⇒管理組合等が居住者名簿等を安心して提供できるようにする）

運用に関する取組について

➤ マンション管理組合の情報提供協力等の根拠の整理・明確化と周知

「立入」や「情報提供」等の協力については、上記の情報提供に関する規定に加え、法第3条の2第3項（基幹統計の資料提供等協力の求めに対する応諾努力義務）、法第15条（立入検査等）、法第60条第1号（報告妨害の罰則）など関連する規定がある。

このため、これらの規定の対象となる「協力業務」や「禁止事項」といった具体的な内容と解釈を整理し、これらについて、行政機関等に加え、管理組合などの関係者に幅広く周知することとしてはどうか

➤ その他の取組はどのようなものが考えられるか

（参考）公的統計基本計画（令和5年3月閣議決定 NO117）

各府省は、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組むこととする。また、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。

担当府省 各府省、総務省

実施時期 令和5年度（2023年度）から実施する。

(参考) 前回資料

1 調査員調査の現状と課題

- 調査員（統計調査員）は非常勤の公務員。国民の理解・信頼が重要で調査の最前線を担当
- 地方公共団体から、地方系統調査員調査について、従来の手法の限界や、調査員確保などその課題が提起

個々の調査員の業務

調査員の募集

○調査員確保

「登録調査員」の規模以上の場合など、公募などにより確保が必要。必要数に満たない場合あり

講習・調査書類等の確認

（担当地域の地図、名簿、配布する調査票等）

○調査員への調査の内容周知

専門的・難しい調査事項等やオンライン回答方法等

対象地域への調査事前周知・協力依頼

○（名簿等事前情報を利用するものの）対象確定のため、最新状況を把握する実地確認

○マンション管理組合・自治会等への協力依頼

（例）マンション立入の許可

掲示板での広報の掲示

居住者の状況の確認

→調査の正確性確保や円滑な調査のため必要

対象地域の実地確認や聞き取り等による
対象者名簿等の確認・修正

対象者への調査依頼

調査票の配布

○調査対象者への調査依頼・調査票回収

（課題）不在者等との接触、調査拒否者の説得
→非回答バイアスが大きい場合は結果に影響

○調査時の安全確保

○調査票などの管理

対象者からの調査票の回収・聞き取り（他計）

回収調査票のチェック・提出

2 調査方法の状況

(令和8年6月現在)

調査方法	調査数
職員調査	7
調査員調査(国・地方公共団体、民間)	65
うち地方公共団体経由の基幹統計で調査員を活用している調査	14
郵送	241
オンライン	285
全体	298

※複数の調査方法を採用している調査は重複してカウント

代表的な大規模調査	調査員数(※1)	うち登録調査員割合(※2)
国勢調査(R2年)	約72万人	10%程度
農林業センサス(R6年)	約14万人	30%程度
住宅・土地統計調査(R5年)	約8万人	60%程度
経済センサス活動調査(R3年)	約7万人	80%程度
就業構造基本調査(R4年)	約3万人	80%程度

登録調査員(※)
13万6千人
(令和6年度末)

※ 調査を特定せず、あらかじめ調査員の希望者を都道府県が登録する仕組み

※1: 予算ベース

※2: 全市町村(約1700)中約1200市町村のデータにおける割合により推計

3 地方公共団体経由の基幹統計の調査員調査

5年周期

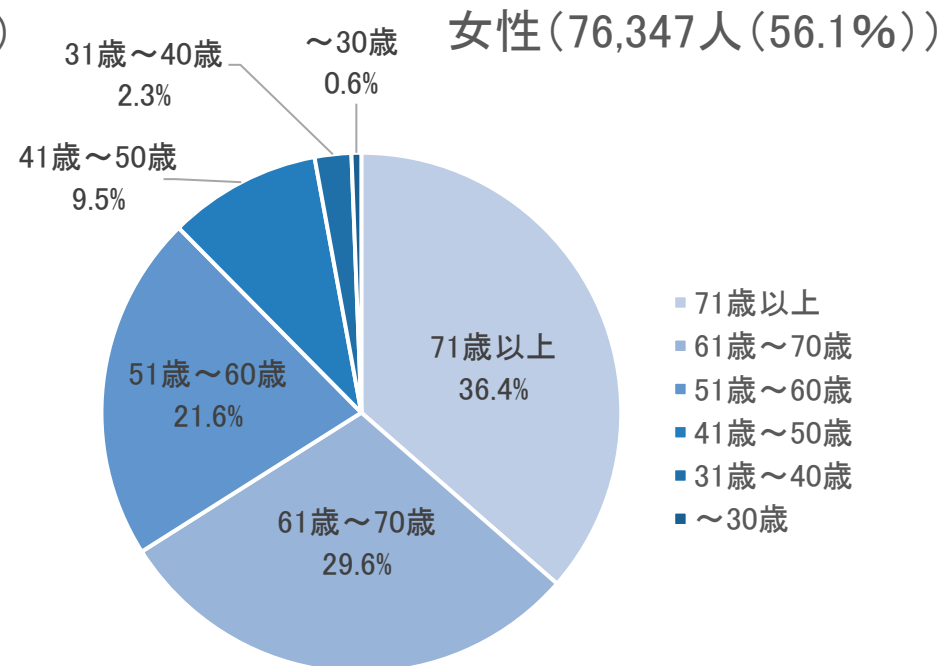
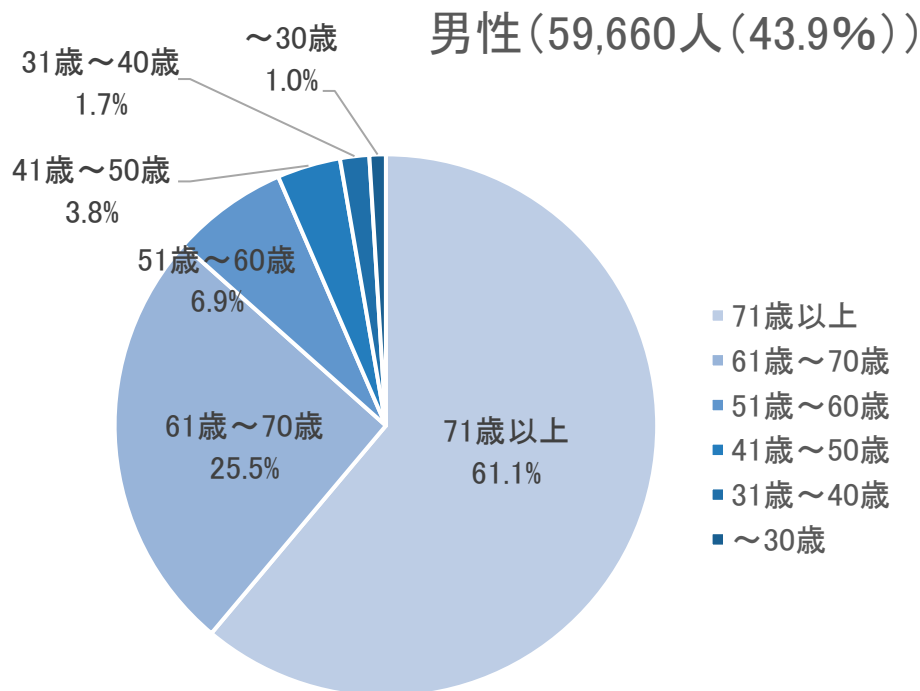
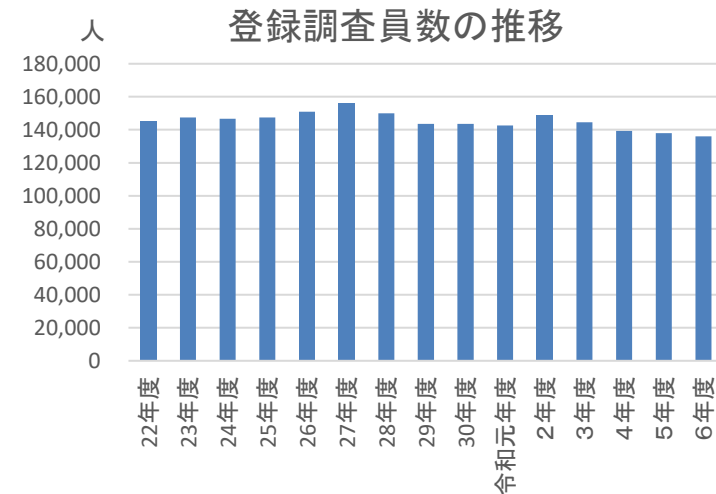
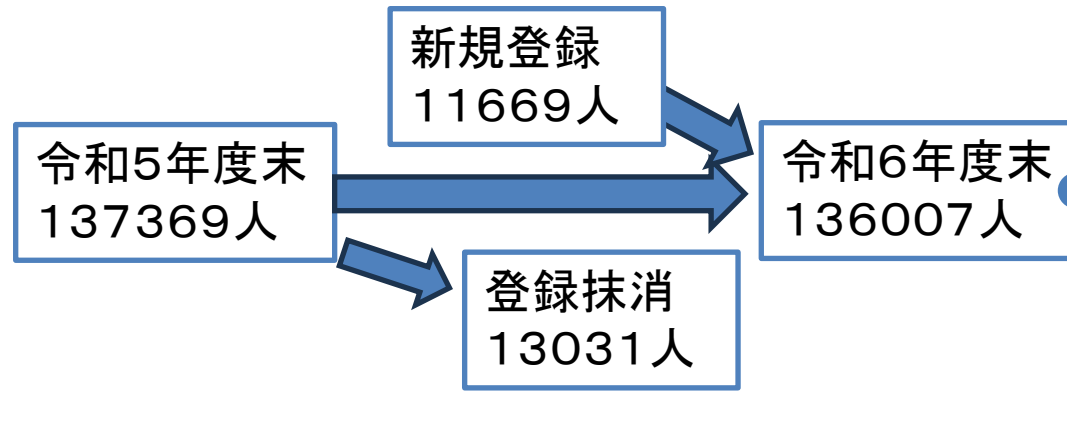
所管	統計調査名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
総務省	国勢調査				○			
	就業構造基本調査	○					○	
	住宅・土地統計調査		○					○
	全国家計構造調査			○				
	社会生活基本調査					○		
	経済センサス-活動調査					○		
農林水産省	農林業センサス			○				
	漁業センサス		○					○

毎月・毎年周期

所管	統計調査名	周期
総務省	労働力調査	毎月
	小売物価統計調査	毎月
	家計調査	毎月
厚生労働省	国民生活基礎調査	毎年
	毎月勤労統計調査	毎月
国土交通省	港湾調査	毎年・毎月

4 登録調査員の状況

「登録調査員」は、調査員の希望者をあらかじめ都道府県で登録する仕組み



参考 統計改革推進会議 最終とりまとめ（平成29年5月）（抄）

＜効率化の徹底による統計に関する官民のコストの引き下げ＞

中長期にわたる政府統計の見直し・・・EBPM等に支障を与えかねない安易な調査の廃止・・・が生じないように注視しつつ、業務の効率化の徹底を推進

- ・社会情勢の変化により官民のニーズが著しく低下した統計調査や行政記録情報で代替となった統計調査の廃止
- ・統計調査及び調査事項の重複の一層の排除
- ・各方面のユーザーのニーズ（中長期的なニーズを含む。）を踏まえた必要不可欠なものへの調査事項の限定
- ・公開情報や行政記録情報の活用による調査事項の縮減や代替
- ・郵送調査、オンライン調査、ICT、行政記録情報等の活用による調査員調査の範囲の見直し

＜統計調査員の活動環境の改善＞

- ・報告義務の周知を含め、報告者向けの広報を強化
- ・マンション管理団体等と定期的な協議を行い、意見等を把握するほか、調査員業務の委託等を行うなど連携を強化
- ・教育の場を活用し、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化
- ・ICTやコールセンター等により、調査員支援を強化
- ・地方統計機構の提案等に基づく接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制を整備

＜統計調査員の確保・育成＞

- ・統計棚卸し（※毎勤事案後各府省はPDCAサイクルを実施）を通じて、ICT・行政記録情報の積極的な活用や、プロファイリング活動の導入など企業を対象とした情報収集方法の見直しを進め、統計調査員でなければならない調査業務にそのリソースを集中
- ・総務省は、時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う
- ・学生の任用等の取組の検証と優れた取組の横展開
- ・統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果も踏まえて、オンライン講座など研修機会を増加・充実させるとともに、優れた統計調査員のノウハウ共有等を推進
- ・報告者の理解の得られる分かりやすい説明や報告のあった情報の保護の徹底等に関する研修を充実する等により、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保